

豊後高田市地域おこし協力隊募集要項

(ボタンボウフウの産地化による健康産業推進事業)

【全国初！】宝島社『田舎暮らしの本』の特集「住みたい田舎ベストランキング」にて、
「住みたい田舎」12年連続ベスト3 4年連続「全部門第1位」
の豊後高田市で、地域おこし協力隊として活動してみませんか？

豊後高田市は、大分県の北東部、国東半島の西側に位置し、北は周防灘に面し、豊かな自然と温暖で過ごしやすい瀬戸内式気候に属しています。

本市には、中心市街地活性化のモデルとして全国的にも有名になった昭和をテーマに商店街を再生した「昭和の町」や、国宝富貴寺大堂に代表される神仏習合の「六郷満山文化」、日本風景街道に認定された風光明媚な海岸線、泉質の異なる6つの温泉など、数多くの観光資源があります。

また、市が運営する公設の塾「学びの21世紀塾」に代表される「教育のまちづくり」、さらには、「子育て環境大分県一」を目指しての取り組みなど、多彩な取り組みを行っており、近年は、過疎地でありながら、10年連続で社会増を達成しています。

しかしながら、人口減少・高齢化は進んでいる状況であり、本市では、更なる魅力あるまちづくりを推進し、地域の個性を活かした振興を図るため「豊後高田市地域おこし協力隊」を募集します。

1 業務概要

○ボタンボウフウの産地化による健康産業推進事業

あまり聞きなれないセリ科の植物「ボタンボウフウ」は、薬効成分が豊富で健康や美容に非常に高い効果がある野菜として近年注目されている植物です。豊後高田市香々地地域では、元々ボタンボウフウが自生しており、これらを活用して栽培を行っている地元団体(R5.12月に法人化・香々地ベジファーム合同会社設立)があります。このボタンボウフウの産地化を推進し、昨今の健康ブームのニーズに対応できる、生産、加工、出荷体制を確立するための業務を行っていただきます。

隊員には、まず研修を経て、栽培から収穫、加工、商品開発、販売営業など幅広い業務を行っていただきます。また、任期終了後は本合同会社での継続雇用もしくは、生産者として事業継続をしていただく予定です。

ボタンボウフウは、まだまだ世間に知られていない植物です。だからこそ隊員には、自由でユニークな発想を元に生産効率の向上や新たな商品開発に取組み、ボタンボウフウの素晴らしさを世に広めると共に豊後高田市を日本一のボタンボウフウ産地とするために力を貸してください。

【事業目標 2021年⇒2025年】

生産面積 2021年：1.5ha ⇒ 2025年：5.0ha

【ボタンボウフウについて、業務内容詳細については別紙参照】

2 募集人数 1名

3 応募資格

- ① 都市地域（※1）と条件不利地域（※2）のうち、過疎法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域、振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域以外の区域に居住する者、または、これまで地域おこし協力隊員として同一地域における活動が2年以上、かつ解嘱から1年以内の者で、豊後高田市地域おこし協力隊隊員として、採用後、豊後高田市に住民票を異動し、かつ、居住することができる者
- ② 豊後高田市地域おこし協力隊として、おおむね1年以上活動できる者
- ③ 心身ともに健康で、地域住民とコミュニケーションを図りつつ、地域の活性化に意欲と情熱を持って活動できる者
- ④ 普通自動車運転免許を取得している者（着任までに取得見込みの者を含む。）
- ⑤ パソコンやスマートフォンの一般的な操作ができる者
- ⑥ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない者

※1 都市地域：条件不利地域でない市町村

※2 条件不利地域：次のア～キのいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村

ア 過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む）、イ 山村振興法、ウ 離島振興法、エ 半島振興法、オ 奄美群島振興開発特別措置法、カ 小笠原諸島振興開発特別措置法、キ 沖縄振興特別措置法

※詳細な対象地域については、お問合せください。

4 活動場所 豊後高田市内 外
(勤務地) 香々地ベジファーム合同会社（事務所・加工施設）
香々地地域の海岸部の畑

5 勤務日数及び勤務時間

- (1) 勤務日数は、月に17日とし、シフト勤務となります。
- (2) 勤務時間は、8時30分から17時まで（12:15～13:00は休憩時間）の1日7時間45分を基本とし、シフト勤務により変動があります。

6 雇用形態・期間

- (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員として、豊後高田市長が任命します。
- (2) 任命期間は、令和6年7月1日から令和7年6月30日で、最長任期は任命の日から3年間となります。
- (3) 地域おこし協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任期中であってもその職を解くことができるものとします。

7 待遇・福利厚生

- (1) 月額 175,300 円を支給します。(社会保険料等自己負担分を含む・通勤手当・賞与あり)
- (2) 健康保険(市町村職員共済)、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入します。
- (3) 任期中の住居は、豊後高田市内の借家を豊後高田市が借り上げます。(借家人賠償責任保険付火災保険に加入していただきます。生活必需品、光熱水費、共益費、保険料、自治会費等は自己負担です。)
- (4) 活動に必要な車輛等は、豊後高田市が用意します。(活動目的以外には使用できません。)
- (5) 引っ越しにかかる費用は自己負担です。ただし、子育て世代(18歳未満の子どもがいる世帯)には、助成制度があります。

8 応募手続き

下記の提出書類を令和6年6月3日(月)までに豊後高田市農業振興課まで郵送又は持参してください。

土曜日、日曜日及び祝日は閉庁のため受け付けできません。また、郵送の場合、締切日当日の消印まで有効とします。

提出書類

① 応募用紙兼履歴書 1部

※ 市ホームページよりダウンロードしてください。

※ 郵送請求する場合は、封筒の表に「地域おこし協力隊応募用紙請求書」と朱書きし、94円切手を貼った返信用封筒(宛先及び郵便番号を明記したもの)を必ず同封の上、送付してください。

② 住民票の抄本 1部

③ 運転免許の写し(両面) 1部

※ 提出された応募用紙兼履歴書等は、返却いたしません。

9 選考方法

書類及び面接による選考を行います。

第1次選考 書類選考のうえ、結果を応募者全員に文書で通知します。

第2次選考 第1次選考合格者を対象に面接による審査を行います。

※ 日程などの詳細は第1次選考結果の通知の際にお知らせします。

※ リモートによる面接も可能です。

※ 面接に係る交通費等は自己負担となります。

※ 選考結果(最終)は第2次選考受験者全員に文書で通知します。

10 その他

- ・私用及び通勤のための交通手段(自動車等)の持ち込みをお勧めします。

11 応募・問合せ先

豊後高田市役所 豊後高田市農業振興課

〒879-0692 大分県豊後高田市是永町3 9 番地 3

TEL : 0978-25-6243 FAX : 0978-24-0250

URL : <http://www.city.bungotakada.oita.jp/>